理 事 会 議 事 録

１．招集年月日　　平成 30 年 3 月 1 日（木）

２．開催日時及び場所

(1)日　　時　　平成 30 年 3 月 9 日（金）　午後 1 時 30 分

(2)場　　所　　興部町福祉保健総合センター「きらり」

３．理事現員数

13 名　（平成 30 年 3 月 9 日現在）

４．出席理事数・監事及び氏名

(1)出席理事数　　11 名出席

(2)氏　　名

■理　　事

櫻木トモ枝、有坂廣光、義達幹夫、長澤早苗、宮本哲、米田明子、山田尚儀、長嶺正義、
武田富男、佐藤周示、安藤法幸

■監　　事

岩井　正

５．出席職員氏名

職員６名

高橋幸大(事務局長)、増田留子（訪問介護事業管理者)、瀬川真奈実(通所介護事業管理者)
卯城美保(本部主任)、小澤慶太(福祉活動専門員)、阿部芳美（本部主事)

６．付議事項

報告第１号　専決処分した事件について
報告第２号　監査報告について
報告第３号　職務執行状況報告について
報告第４号　選任された評議員について
報告第５号　介護保険事業区分調査結果について
議案第１号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更について
議案第２号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程について（新設）
議案第３号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則に一部改正について
議案第４号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の一部改正について
議案第５号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について
議案第６号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会指定通所介護及び指定介護予防通所介護興部社協デイサービスセンター運営規程の一部改正について
議案第７号　社会福祉法興部町社会福祉協議会平成２９年度第３次補正予算について
議案第８号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成３０年度事業計画について
議案第９号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会平成３０年度収支予算につい

事務局長～　皆様には何かとお忙しいところご案内の理事会にご出席をいただき誠にありがとうございます。はじめに本日の会議の成立についてご報告をいたします。本日の出席理事 11 名。社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款第 30 条第 1「理事会の決議は、決議についての特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。」の規定に基づき、理事総数の過半数の出席が確認されましたので、本日の会議は成立します。これより平成 29 年度第 4 回目の理事会を開催いたします。開会にあたりまして、興部町社会福祉協議会　櫻木会長よりご挨拶を申し上げます。

会長理事～　こんにちは、3 月になり木の芽も大きくなり春の訪れを感じる様になってまいりましたが、まだまだ寒い日が続いております。今日は皆様方には大変天気の悪い中ご出席をいただきましてありがとうございます。社協の 29 年度事業も皆様方のご理解、ご協力の元に進めてきた事ではございますが、介護保険事業で利用者の減少により 3 度目の減額補正を行わなければならないわけでございます。大変厳しい介護事業の経営でございますが、30 年度事業収支計画を立てさせていただきました。事業計画では地域福祉実践計画策定事業、道社協の小地域支援事業ではございますが、この事業に手をあげさせていただきました。興部社協では、これまで介護事業に主力をおいた結果、社協本来の地域福祉の基盤づくりが十分でないと考えております。福祉制度改正で打ち出されております様々な事業に対応するために、道社協の指導をいただき現在の事業を強化し、社協のあり方、方向性をみいだし社協本来の役割であります地域福祉を向上させていきたいと考えております。理事も皆様方にもご協力をいただく事が多々あろうと思いますがよろしくお願いいたします。また、収支予算につきましては、町内にある NPO 法人の在宅支援事業所、また、町が直営で行っておりますデイサービス事業所の影響は大きく利用者増が見込めない中で、人件費比率が高まり大変厳しい経営内容な中での計画をたてさせていただきました。速やかに生き残りをかけ一歩から足元を固めて出直す試練の思いで、経営改善、職場改善に取り組まなければなりません。そのためにも皆様方のご意見、ご協力をいただきたくお願いをいたします。色々な事情をお汲み取りいただき、今日ご提案いたしますすべての議案のご審議いただきご決定をお願い申し上げて挨拶といたします。どうぞよろしくお願いします。

事務局長～　本日は付議事項といたしまして、報告事項が５件、決議事項が９件でございます　本日の資料の確認を行います。
理事会議案が 1 冊。
○別紙１　平成 29 年度　収支予算の流用（決裁）
○別紙２　監査結果報告
○別紙３　会長職務執行状況
○別紙４　介護保険事業区分調査結果
○別紙５　役員・評議員の報酬に関する規程
○別紙６　定款・規則・規程　改正新旧対照表
○別紙７　平成２９年度第３次補正予算
○別紙８　平成３０年度事業計画
○別紙９　平成３０年度収支予算
その後ろに三つ折りの３番の人件費明細書がついております。
それでは会議次第の３、議長の選任です。社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款第２９条「理事会の議長は、その都度理事の互選とする。」の規定によりまして、本日の理事会の議長の選任を行うこととなりますが議長が決まりますまで、櫻木会長に仮議長として進行していただくこととしてよろしいですか。

仮議長～　それでは議長が決まるまで、私が進行を務めて参ります。それでは議長を選出するにあたりまして、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。皆さんからの声をいただきたいのですけれども。

長嶺理事～　会長さんにお願いいたします。

仮議長～　ありがとうございます。私に議長をということでご発言をいただきました。よろしいですか。

理事一同～　はい。

議長～　はい、それでは私が議長として進行させていただきます。皆さんのご協力をお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。報告第１号「専決処分した事件について」を議題とします。事務局より説明し下さい。

事務局長～　報告第 1 号「専決処分した事件について」説明いたします。議案の３ページをご覧ください。平成 30 年 1 月 25 日～平成 35 年 1 月 24 日までのコピー機の保守・消耗品の供給に関する契約について定款細則第１５

条第１項第４号、及び定款細則第１６条第１項の規定に基づき専決処分が行われたことを報告します。コピー機については富士ゼロックスと保守契約を結び標記のとおりプリント月額4,000円、色指定区分ごと黒2.7円、クリエーション10円、フルカラー27円の単価となり、リース契約は㈱ソーゴー、日立キャピタルの三者契約において、月額28,836円の契約でございます。続けて主任より説明します。

本部主任～　別紙１と書かれた資料をご覧ください。流用理由といたしましては，２月２日外部より講師を招いての職員研修を実施した際に、予算外の渉外費の支出の発生したものです。法人運営本部サービス区分、老人ホームヘルプサービス区分、老人デイサービス分のそれぞれの会計において、同じ大科目内で予算残額の大きい小科目、研修研究費の予算額を減額し、渉外費への流用を行っております。なお、この流用につきましてはあくまでも一時的な措置として行い、後の第３次補正予算にて補正を計上し、御承認後に流用戻しを行う予定です。以上、専決の報告とさせていただきます。

議長～　報告第１号の説明が終わりました。何か質問ございますか。

武田理事～　ありません。

議長～　次に進みます。報告第２号「監査報告について」を議題といたします。事務局より説明して下さい。

事務局長～　報告第２号「監査報告」について説明いたします。議案の５ページと別紙２をご覧ください。平成29年10月～12月の第３四半期監査を２月２日に岩井監事、山下監事ご出席のもと、監査を受けたところでございます。会計事務処理、予算執行状況について適正に行われている旨の監査を受けましたので、ご報告を申し上げます。以上で報告第２号の説明を終わります。

議長～　報告第２号の説明が終わりました。何か質問ございますか。報告第２号は、評議員会にご報告をさせていただきます。次に進みます。
続きまして、報告第３号「職務執行状況報告について」ですが、私からを説明させていただきます。
職務執行状況につきましては、別紙３をご覧ください。時間の関係上別紙３にて報告にかえさせていただきます。よろしくお願いします。報告第３号の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

理事一同～　無いです

議長～　次に進みます。続きまして、報告第４号「選任された評議員について」を議題といたします。事務局より説明いたします。

本部主事～　報告第４号選任された評議員についてご説明いたします。議案の６ページをご覧ください。昨年１２月３日の理事会にて決議されました評議員選任候補者についてですが、定款の第７条第１項の規定に基づき、２月２０日の評議員選任解任委員会において５人の委員の方全員にご出席いただき審議しました結果、沙留海運町自治会から佐藤和幸様が評議員に決定しましたことをご報告いたします。
以上で報告第４号の説明といたします。

議長～　報告第４号の説明が終わりました。よろしいですか。

理事一同～　はい。

議長～　報告第４号は評議員会にご報告させていただきます。
続きまして、報告第５号「介護保険事業区分調査結果について」を議題といたします。事務局より説明いたします。

事務局長～　報告第５号介護保険事業区分調査について説明を申し上げます。お手元には別紙の４と書かれた資料、色が入った資料をご用意ください。昨年１０月２４日に会長福副会長の打合せ会議行われまして北海道内の社会福祉協議会において介護保険事業行っている状況について調査をしていただきたいということでご指

示をいただきまして１１月中旬に全道１７８市町村社協に調査をお願いしたところでございます。１２月末にその集計を行なったところでございますが、その別紙の区分調査票となりますけどもページで行きますと５枚目、一番最後の表としてはちょっと小さくなるページがあります。そこに集計となりますけどもそこをご覧いただければと思います。
事業別に見ますと訪問介護ホームヘルプ事業が 124 カ所が実施している状況です。その内社協直営で行っている箇所が 109 カ所という状況です。また、居宅介護支援事業一般にいうケアプランセンターが 85 カ所。興部社協での指定管理として運営しておりますデイサービスについては全道で 65 カ所。高齢者生活支援ハウスは「介護保険施設区分」ではないのですが、欄外ということでご記入いただいたのが社協さんが４カ所、興部町を含めると計５カ所であります。
介護保険事業においては法律の改正が行われ、報酬単価が年々厳しい評価を受けているところですが、全道の事業形態としてはホームヘルプ訪問介護事業が６３．１％、さらに先程説明しましたケアプランセンター居宅介護支援事業所５３．１％をセットで運営している社協さんが多いという傾向が見受けられ「経営するため」の組み合わせの事業として進められているのかと推測するところでございます。以上、簡単ですが介護保険事業区分調査について報告いたします。

議長～　報告第５号の説明が終わりました。何か質問はございますか。

武田理事～　一つよろしいですか。赤く書いている数字はなんですか。

事務局長～　はい、よろしいですか。集計上１つの数字しか入れて拾わないんですけど、たまたま２つ種類をやっているという状況で、手で拾っていくという状況で赤にして拾いやすくしているということでご理解ください。

議長～　他にございませんか。よろしいでしょうか。議案第１号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更について」を議題といたします。事務局より説明をして下さい。

本部主任～　議案第１号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会定款変更についてです。議案書は８ページ、資料について、別紙６をご覧ください。今回の定款変更の理由といたしましては、平成２９年度についてはみなし実施、平成３０年度より本申請となる興部町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスについて、定款による明記が必要となったものです。そのため、別紙６定款の新旧対照の１ページ、第２条において、現行の第１号から第１６号の各事業に、改正案では第１２号として介護保険法に基づく第１号訪問事業、及び、第１３号として介護保険法に基づく第１号通所事業を追加し、以下の号を繰り下げるものです。また、７ページに今回の改正についての附則を追加しております。以上、定款改正についてのご説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いをいたします。

議長～　議案第１号の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。何かございませんか。

長嶺理事～　いいかい、７ページ見たらさ、これ昔の人の名前が出ているけども関係ないんでない。

議長～　７ページ。

事務局長～　社協の定款になるんですけども、法人化図る時に初めの役員さんの名前がここに残る形になるので。
そういう状況でずっと名前が残っているわけです。人の名前ですよね。

長嶺理事～　これ死んだ人もいるだろ。

事務局長～　これは附則ということでずっと残って。

長嶺理事～　なんぼ附則といってもさ、いない人だっているしさ。

事務局長～　定款を改正する際に、一応初期の法人役員の名前を載せるという決め事になっていますからご理解の程よろしくお願いします。

長嶺理事～　理解できない。いない人間は載せていたってどうにもなんないしょ。変えるのであれば変えなければ。

義達副会長～　会長いいかい。これさ解釈としては、長嶺さんの言うのであっているのだけどもあくまでも附則だから、法律の流れを一つ一つやってね書くものだから、書かなかったら流れがわかんなくなる。これを削除するってことはさわからなくなる。

武田理事～　法務局には定款変更でますよね。その時は役員は全員書いて出すんでしょ。

事務局長～　一応法務局に届ける約束事としては、代表理事の変更が変わったとき、又は、２年おきには、必ず出すと約束にはなります。ですので全員のお名前を出すということは法務局の方は求めていない。名前を全員分出すというと振興局の手続きには必要ですね。あの各サービス事業ですが、法務局は代表者の名前とそれを登記するための会社の会長印の印鑑の名称が変わらないようにということで、代表者変わるもしくは２年ごと届は出す事になります。

長嶺理事～　だけどさ、この名前さ亡くなってから相当たってるぞ。

事務局長～　附則ということで残ってしまう。初代の方の名前。

佐藤理事～　これ附則は一部省略しているよね。今までの流れの中で当然２９年まで何も改定が無かったということじゃないよね。だから流れとしてはもっと量は多いわけですね。

事務局長～　そうですね。

武田理事～　１ページ目の今まで訪問介護とかデイサービスとかでしょ。それやってたんだけどもそれを新しい事業ということですか

事務局長～　武田理事からのご質問ですけども通常通り介護保険制度でホームヘルパーの訪問介護、それとデイサービスと言われる通所介護というのは、介護保険上、国の枠組みの中でやっていたものが、総合事業という枠組みの中で、いままで要支援と呼ばれていた方が要支援1.2と非常に軽い段階、こういった方々と、また、予防的におこなわなければならない方々のより長く健康でいてもらおうと考え方も含めて、一市町村に全部移管されたということです。ですので、これのサービスを使うことの決定権は基本的には市町村におりたよということで区分けされたということで、あらためて事業名として謳って私共はそれをやりますよということを載せなくてはいけない。それを町の方に届ける事になっております。

安藤理事～　ということは、要支援1.2とかいう条件はもう関係ないですか。

事務局長～　基本的には、要支援1.2という枠組みの状態像は変わらず、市町村が引き継いだ形でしょうかね。ということでご理解いただければありがたいです。それが無くなったではなく、あくまでも国がするか市町村が管理するかということです。

議長～　よろしいでしょうか。他にございませんか。意見が無い様なので、採決を行います。議案第１号「定款の変更」について、原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～　（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第１号は提案のとおり

決定します。なお、定款変更は評議員会の決議事項となりますので、評議員会にご提案をいたします。 次に進みます。議案第２号「社会福祉法人興部町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程について（新設）」を議題といたします。
事務局より説明をして下さい。

本部主任～　議案第２号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程についてです。議案書は９ページ、資料については別紙５をご覧ください。

佐藤理事～　議案第２号と別紙５号これの表題がね違うよね。役員等の報酬に関する規定じゃなくて協議会役員・評議員の報酬等に関する規程になるよね。これ意味が違うんじゃないかな。

本部主任～　はい、申し訳ありませんでした。こちら役員・評議員の報酬に関する規定ということで進めさせていただけたらと思います。

事務局長～　別紙５の方の標記が正しいということでご理解いたただければ思いますのでよろしくお願いします。

本部主任～　平成２９年４月の社会福祉法改正による運営の状況について、改正後であります本年度についても、オホーツク総合振興局等を通じ、国、道の見解が追加で示されております。その中で、定款等にて無報酬とする場合であっても、評議員及び役員の報酬基準について明記するよう定めるべきとのことがございまして、今回新設のご提案を行うものです。別紙５の裏面をご覧いただき、今回提案の規定については第１条の趣旨から第５条の改廃までの全５条となります。内容については第３条にて無報酬とさせていただき、また、第４条にて費用弁償についてを定め、定款及び現行の費用弁償に関する規程等で定める内容から変更するものではございません。以上、第２号のご説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いをいたします。

議長～　議案第２号の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。何かございませんか。

理事一同～　なし

議長～　質疑なしということですので、採決を行います。議案第２号「役員報酬の規定」について、原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第２号は提案のとおり決定します。次に進みます。　議案第３号「就業規則の一部改正」、関連がございますので議案第４号「臨時職員就業規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明いたします。

本部主任～　議案第３号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会職員就業規則の一部改正についてです。議案書は１０ページ、別紙６と書かれた新旧対照表の８ページからをご覧ください。今回の改正の大きな理由といたしましては、近年、ご家庭の事情等もあり、やむを得ず有給を消化してからの無給休暇となってしまう職員が出ており、職場定着等も鑑みた中、年次有給休暇について改正のご提案をするものです。また、支援ハウス及びデイの昼食等に係る調理業務を行っております職員について、延べ休憩時間に変更はありませんが、休憩の開始・終了時間に変動が出ておりますため、勤務時間に係る別表を実態に合わせ、改正するものです。具体的な改正箇所といたしましては、13 ページ、第 36 条の年次有給休暇について、第２項の基準日及び期間基準の条文の一部改正及び第３項の年次有給休暇日数の表について、現行のものを削り、新たな表を設けるものです。また、第４項にて繰越についての条項を追加し、現行の第４項については一部改正の上、第５項としております。　17 ページをご覧ください。中段より下、改正案の附則にて、今回の改正について加えております。また、別表４について、現行の 9：15～10：00 までの午前の休憩時間を 8：30～9：15 へ改正するものです。関連がございますので、第４号についても合わせてご説明いたします。議

案書は１１ページ、新旧対照表は１８ページからになります。協議第４号　社会福祉法人興部町社会福祉協議会臨時職員就業規則の改正についてです。議案書は１１ページ、新旧対照表は 18 ページからとなります。臨時職員の就業規則については、有給休暇に関する規定のほか、特別賃金について、現在の臨時職員就業規則では明示しておらず、就業規則に準じる形で運用しておりました部分について、明示するものです。具体的な改正箇所といたしましては、まず、新旧対照表 18 ページ下段第５条賃金の種類のうち、第３項第２号の特別賃金について、19 ページの現行の基準表を改正案では削るとし、改正案では新たに支給額及び支給基準日、また休職、欠勤、新規採用時の支給割合についての表を定めるものです。続いて、21 ページの第１４条の第１項第１号、有給休暇について、改正案では削るとし、改正案では 22 ページに新たに第１５条として有給休暇について定めるものです。長期的臨時職員については先ほどの職員就業規則第 36 条に準じるものとし、短期的臨時職員及び時間給臨時職員についても、厚生労働省公表のパートタイム就業者就業規則規程例を参考に、週当たりの就業時間及び勤務日数からの有給日数等の基準の定めを加えるものです。また、第１５条として追加しておりますので、23 ページ、現行、第１４条第１項第２号の無給休暇を改正案では第１６条として改めて新設するものです。こちらについては、項、号の記載以外の内容の改正を行うものではございません。26 ページをご覧ください。改正案の附則において、今回の改正を加えております。また、別表５について、職員の就業規則と同じく改正を行うものです。以上で職員の就業規則の一部改正及び臨時職員の就業規則の一部改正の説明とさせていただきます。

議長～　議案第３号、第４号の説明が終わりました。質疑については一括でお受けしたいと思います。何か質問ございませんか。

理事一同～　なし

議長～　質疑なしということですので、採決を行います。まずは議案第３号「職員就業規則の一部改正について」、原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～　（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第３号は提案のとおり決定します。続きまして、議案第４号「臨時職員就業規則の一部改正について」原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～　（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第４号は提案のとおり決定します。次に進みます。議案第５号「ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正」、関連がございますので、議案第６号「デイサービスセンター運営規程の一部改正について」を一括して議題といたします。 事務局より説明いたします。

本部主任～　議案第５号　興部町社協ホームヘルプサービスセンター運営規程の一部改正について、今回のホームヘルプサービスセンター及び次の議題のデイサービスセンター運営規程の一部改正については、定款変更と同じく平成２９年度にはみなし指定となっていた興部町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス及び通所方サービスについて、指定申請の上、実施することとなったものです。具体的な改正箇所といたしましては、別紙６新旧対照表の 27 ページをご覧ください。規則名称については、現行、改正案とも、第３条にて事業所名を定めており、今回開始の訪問型サービスの追加に合わせ、事業所名を規程名に付加するものです。条文については、第１条で条文内に謳う事業所名を修正し、行う事業の中に興部町介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを加え、事業としての略式記載を定めるものです。ここで定める略式記載については以下の上でも同じく改正を行っております。第４条では、改正案において、第２号のサービス提供責任者、及び第３号の訪問介護員等について、員数の記載方法をそれぞれ１名以上、介護福祉士７．１名以上、２級課程修了者及び初任者研修修了者１．５名以上とし、弾力性を持たせるものです。また、サービス提供責任者の職務内容について、作成する計画の中に訪問型サービス計画を加え、略式記載を定めるものです。続いて、第６条では、利用料金の額の根拠について、現行の「厚生労働大臣

が定める基準」から改正案では「介護報酬の告示上の額及び興部町介護予防・日常生活支援総合事業実施要領に定める額とする」と改めるものです。28 ページをご覧ください。附則の下段に今回の改正を加えるものです。関連がありますので、続けてご説明いたします。議案第６号　興部社協デイサービスセンター運営規程の一部改正についてです。具体的な改正箇所といたしましては、新旧対照表 29 ページからとなります。規程名称については、通所型サービスを改正案にて加えております。条文については、第３条運営の方針にて定める第１項の事業内容について、改正案で興部町介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを追加し、略式記載を定めるものです。この略式記載については、以下の条でも同じく一部改正を行うものです。続いて、同第３条第２項にて定める計画についても通所型サービス計画を加え、略式記載を定めるものです。この略式記載については 30 ページの第 10 条等、以下の条でも同じく一部改正を行うものです。また、２９ページの第６条で定める職員の員数について第２号生活相談員及び第３号の看護職員兼機能訓練指導員ついて１名以上として弾力性を持たせるものです。続いて第７条に定める営業日について前回１２月の会議でも若干ご説明を行っておりますが、現在役場所管の元、デイサービスでの送迎で使用しておりますすずらん号について、来年度よりデイサービス送迎については町から興部ハイヤーに委託に含まない事となりました。送迎に係る代替え車両につきましては、町購入となりますが、送迎については内部職員の運転となり年始の営業日について１、４日へ改正を行なうものです。下から２行目、第１１条の利用料の定めについて、根拠として、デイサービスセンターでも興部町介護予防・日常生活支援総合事業実施要領を加えるものです。32 ページ、附則について、改正案にて今回の改正についてを加えております。以上、興部町社協ホームヘルプサービスセンター及びデイサービスセンターの運営規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いを申し上げます。

議長～　議案第５号、第６号の説明が終わりました。質疑については一括でお受けしたいと思います。何か質問はございませんか。

武田理事～　介護の送迎、あれは今興部ハイヤー運転手は。

通所管理者～　今の武田理事のご質問なんですが、今までは興部ハイヤーへの委託ということで、すずらん号の運転手の方がきていただいていました。それが代替え車両１台用意していただくということで運転業務等をデイサービスのスタッフにて行うということで、来年度から行うということで決まった話でございます。

武田理事～　ということは社協職員ということ。

通所管理者～　そうですね社協の職員の方で管轄するというか行なうと、車両だけは貸与いただくということです。

山田理事～　車両だけ、大型免許証は必要でしょう。

通所管理者～　普通のワゴン車ですとか私共で今でも運転しております車両で運転になります

武田理事～　働く職員はもう決まっているの。

通所管理者～　はい、もともとのデイの送迎業務は無資格のパート職員以外は全員行なっております。安全に重点をおいて今まで同様やっていく形になります。後程の事業計画の方でもうちょっと詳しくご説明させていただきます。

山田理事～　看護職員兼機能訓練指導員という名称をということなんですけど、これ国保病院の方とリハビリだとかと関連しているの。

通所管理者～　山田理事のご質問についてなんですけどもリハビリの先生が病院から来られるということではなく、今うちでいる看護職員でもって行なうということでございます。

山田理事～　訓練指導員等の資格はもっている。

通所管理者～　看護師の資格が有りましたら、訓練指導員を兼務が出来るというデイサービスはそういう事になっております。

議長～　他にご質問はございませんでしょうか。

佐藤理事～　あの去年の６月から説明されてやっていると思うんだけど興部町の総合事業に係る会議というのは行なわれている。それには当然会長は参加しているわけですね。

議長～　私は参加していません。総合事業って、総合計画ですか。総合計画には参加しております。

佐藤理事～　その会議の内容っていうのは、皆さんご存じなのですか。会議の内容、どんなことが話し合われているか。

議長～　総合計画は３年間という。

義達副会長～　会長委員になっているんでしょ。

議長～　委員になっています。ここで、山田さんと私と長澤さん。

佐藤理事～　こういう会議あっても一切そういう話ってでてこないよね。

議長～　会議は１０月からやって、３回で終わったんですよ１０月から。

佐藤理事～　この総合事業にしたってそうだけど。

議長～　総合事業は違いますよ。

佐藤理事～　違うかもしれないけど、社協を除いてさやるという事にならないんだから町でやるとなったらむしろ積極的
に社協の意見を述べていかないとだめなんだから。その辺のことをちょっと。

議長～　いろんな会議が事務局が入っている。

佐藤理事～　それは事務局に任せる問題では無くて、ある程度分かっている事は伝えてもらわなくては何を含めてきけばいいかわからない。ただ書類だけ、規程をだされた書類だけを信用してそれであれしていくというのは。ましてや今度介護とか云々関係が絡んで来たら当然町と社協とが連携してやっていかなければ出来る問題ではないと思うんですよね。

山田理事～　それは、こないだの何次でしたっけ福祉の関係のあの中に組み込んで出来上がってますよね会長。

議長～　町の、社協、総合計画、おっしゃられる通りだと思います。今日、資料とか全然持って来ていないので説明も出来ない訳なんですけども。

有坂副会長～　僕も委員になってはいないんですけども、今、佐藤さんからのお話し、一つ自分も個人的に知りたいなというのは、来年度から始まる、山田さんがちょっとふれましたが介護保険事業と総合計画で話し合われている分の福祉の関係をリンクする所もあるのかな個人的には思っているのですが、その辺のところは関係者全然わかってないと思うんですよね。

山田理事～　その辺はまとめてその中に、細かいところは私も委員でやっているけどちょっとわかんないですね。

有坂副会長～　経過途中でもいいんですけども、そのへんの大きな柱はあるので。

義達副会長～　部会は分かれているんでしょ。会長なら福祉は福祉の専門にはいっているのさ、福祉の関係だから、だから会長さんが言われるとおり意見を聞かれながら総合計画なんだよな。それはリンクさせないとだめだよね。社会福祉協議会としてどうするか、事業計画が基本的な考え方だもんな。会長次回に報告すればいいんでしょ。

議長～　今日資料とかの持ち合わせがないので次回に報告させていただいてよろしいでしょうか。

米田理事～　会議の種類が２つあるもんね、町全体の総合計画の委員会と介護保険に関する３年は３年、５年は５年の計画を立てる会議と２つある。だから、直接社協が関わるというか関係があるというか、介護保険に関するところが大きいと思うんですよね。今まで介護保険対応のものはいまやっていますよね。今年度は総合事業とかで、予防介護、予防とかそういう区分が町におりてきたものが、そのまま社協の事業としてやってくれという事なんでしょこれ。

山田理事～　今まで支援だとか予防だとかしていたのを町ごとにやる様になったということで、それを実行するか。

長澤理事～　その事業自体をやるのか、実際に実行するのは社協でになるのか。

山田理事～　そうなるだろうね。

長澤理事～　その時に社協やんないよにはならないじゃないですか。そのへんのからみとか。

長嶺理事～　いまだに出てないんでしょ総合計画自体が。

長澤理事～　その話し合い自体はされているんですか。

岩井監事～　社協と包括センターで打合せかなんかはしているの。

議長～　打合せというか、計画作るんだものね。

長澤理事～　なんか私すっきりしないのはね、国から国の事業のね介護予防事業という国の事業をそばにおいといて、実際に実行するのは社協さんやってくださいというのは話し合いがあって、前にもないのに事業として載かっている事があって、あれと思ったんです。こういう会議はあったんですか。

義達副会長～　同じ立場になってね。当然あの基本的にいえば４月からスタートするからそれは去年から言っていたんだわ、そういう事があるのは。まあ社協も含まれてくるから質問したんだけども、もう１年しかないからやるということだったんだけども、ところが今年の１月に具体的に松田君から話が出てきたわけさ、連合会の会議の中で、４月から当然スタートしなくてはならいから当然何日しかないわけで、間に合えば夏さ、詰めていかなとできないわけよ。それは協議会もやらなければならない、すぐにやれという事ではないけれども、いずれやらなければならない。だから精査したんだけども堺課長とかもそれ以上はできないから決められなっかたんだけども、当然今みなさんが心配されているとおり。

事務局長～　佐藤理事からのご指摘いただいた部分は、役場の方でも１０年かかる総合計画と３年一期見直しの介護保険策定計画ということで同時期に進められていると、いまご心配されている面は、岩井監事からもありましたけど、４月からスタートする地域支援の事業ということで住民を網羅した中でそれぞれ助け合っていこうという仕組み作りも進めなければならないよという国の１つ提示したものもあるのですけども、まだ興部町においては包括支援センターの方で中核となる地域支援のコーディネーターさんを配属するという、兼務にはなりますが置くということと、それにまつわる色んな論議をしていく協議体も設置していくと、皮切りに３月２４日皆さんのお手元にもお知らせで来ていると思いまけども、生活支援体制整備にかかわる住民説明会というもの、この会場において土曜日の１時半から行われてそこからどういう形を作っていこうかと流れになっていくという事で、まだ進展してここまで決まったというのは見えていない状況でご

ざいます。

議長～　おわかりいただけましたか。

岩井監事～　とりあえず２４日に説明会がやって、そのあと各自治会からまあ総会の席なら総会で、今度、個別に町の方で対応するという形になると思うその辺がどのくらいまでかかるかね。

議長～　ということでご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

理事一同～　なし

議長～　質問なしということですので、採決を行います。まずは議案第５号「ホームヘルプサービス運営規程の一部改正について」、原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第５号は提案のとおり決定します。続きまして、議案第６号「臨時職員就業規則の一部改正について」原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。よって議案第６号は提案のとおり決定します。次に進みます。議案第７号「平成 29 年度　第３次補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

本部主任～　議案第７号　第３次補正収支予算についてです。議案書は１４ページです。説明については、資料別紙７にて行わせていただきます。別紙７の１ページ、２ページは社協全体の補正額となります。１ページをご覧ください。会費収入については４万５千円の増額、経常経費寄付金収入については４万６千円の減額、受託金収入について４万１千円の増額、事業収入について１万２千円の増額を見込むものです。会費及び経常経費寄付金、事業費収入については３ページからの法人運営サービス区分、受託金については９ページの福祉サービス利用援助事業サービス区分での増減となります。会費口数の減少幅の縮小、福祉サービス利用援助事業受託料に増のあったものです。
続いて、１ページにお戻りいただき、介護保険事業収入については 29 万 3 千円の減、老人福祉事業収入については 8 万円の減、障害福祉サービス事業収入については 2 万円の増をそれぞれ見込むものです。介護保険事業収入については 10 ページからの老人ホームヘルプサービス区分による、介護報酬区分の減額、こちら利用者の減少があったものです。老人福祉事業収入については 17 ページの生活支援ハウスサービス区分、障害福祉サービス事業収入については 16 ページ障害福祉サービス事業区分となります。ホームヘルプサービスについては日常生活支援総合事業にて利用者の減、支援ハウスについては入退去に伴う空室期間の長期化等がございました。また、障害福祉サービスについては現在安定してご支援させていただいており、増額を見込むものです。1 ページにお戻りいただき、中段に記載の事業活動収入計については、全体で 27 万 1 千円の減を見込み、補正後予算 1 億 1,314 万 7 千円を見込むものです。続いて、支出については、人件費 4 千円増、事業費 67 万 7 千円減、事務費 40 万 9 千円減を見込むものです。人件費については 16 ページ障害福祉サービス事業において、増収に係る処遇改善手当の増額、事業費については 14 ページのデイサービス区分、17 ページ生活支援ハウスサービス区分での利用者減等による給食材料費の減少、4 ページ本部の移送サービス車整備及び在宅ライフサポート事業での経費減少、また、各事業消耗品費について、予算計上も購入不要となった物品の出ているものです。事務費については各事業において研修研究費及び事務消耗品費の減の発生しているものです。1 ページ下から 6 段目、事業活動支出計については、全体で 109 万の減額を見込み、補正後予算 1 億 1,266 万 3 千円を見込むものです。事業活動収支差額については、81 万 9 千円の増を見込み、48 万 4 千円とするものです。2 ページ、一番下をご覧いただき、当期末支払資

金残高についても、同じく補正額81万9千円を見込み、補正後予算3,266万5千円を見込むものです。
以上、簡単ではありますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いを申し上げます。

議長～　議案第７号の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。何か質問はございませんか。

理事一同～　ないです。

議長～　質疑なしということですので、採決を行います。議案第７号「平成29年度　第３次補正予算について」原案に賛成の理事は挙手をお願いします。

理事一同～　（　　挙手　　）

議長～　ありがとうございます。理事全員の挙手を確認しました。よって議案第７号は提案のとおり決定します。
議案第７号は評議員会の承認事項となるため、評議員会へご提案いたします。
次に進みます。議案第８号「平成30年度　事業計画について」、関連がございますので、議案第９号「平成30年度　収支予算について」を一括して議題といたします。事務局より説明いたします。

事務局長～　議案第８号「平成３０年度　事業計画について」ご説明いたします。別紙８をご用意ください。1ページの基本方針です。「我が事、丸ごと」の地域づくりは、市町村による包括支援体制を構築する試みで、その一部は社協が取り組んできたものに合致するものでございます。新たな地域福祉施策の仕組みづくりの担い手は社協に限定されるものではなく、地域には社協に代わる組織が存在していることを認識し、地域住民と向き合い、関係機関を連携しさらに行政と協議を図りながら、危機感を持って対応していくことが求められ、社協本来の事業である小地域活動の充実・強化は急務です。さらに社協の特性を活かした総合的・横断的な展開ができるような組織体制づくりやあらゆる生活課題への解決力を高め、社協存在意義を積極的に発信していくことが必要です。平成30年度は社協の地域課題解決能力をさらに強固なものとすることを目的に事業を推進し、福祉関係機関との連携を図り、各種事業を推進してまいります。
続けて各事業について担当より説明いたします。

専門員～　２ページ1－1、社協運営となります。こちらは、法人本部の運営全般に関わるものであります。各種会議の開催、役員、職員の研修等行ないます。また、住民向けとしまして福祉学習等への講師派遣、勉強会の協力を行ないます。続きまして、４ページ、1－2．社協広報事業です。興部社協の行事や事業等を住民の皆さまに知っていただくことを目的に年４回発行を行ないます。６ページ、在宅給食サービス事業です。定期的な食事の配達により栄養状態の改善、交流による地域からの孤立の防止を図り福祉の向上を目指します。毎週木曜日１回３００円で実施しています。７ページ、在宅ライフサポート事業です。在宅で生活をしている高齢者等に対して介護パンツ及び尿とりパッドを支給し、利用者の経費負担軽減を図る事業になります。８ページ、自治会福祉活動事業です。自治会長様や福祉委員の皆様と協働しながら、福祉委員会議の実施、見守り訪問活動への情報の提供、自治会のたすけあい活動への助成をおこないます。９ページ、ボランティア活動普及事業です。ボランティア情報の周知及び取りまとめ。ボランティアさんの登録、ボランティア保険の加入手続き、ボランティア活動者とボランティア利用者との連絡調整等を行ないます。１５ページ、歳末たすけあい事業です。歳末たすけあい募金を活用し、地域で暮らす方が安心して暮せる様に活動を展開します。平成３０年度も、「年末おせち料理配布事業」を行なう予定です。16ページ、興部町除雪サービス事業です。こちらは、興部町からの委託事業になります。対象者としましては、６５歳以上の一人暮らし及び夫婦世帯になります。利用に際しましては、興部町の判定会議を得て決定。その後実績にあわせて助成を各自治体に行う形になります。１７ページ、福祉サービス事業になります。こちらの事業は道社協からの委託事業になります。対象者は、高齢や障がいにより日常生活の判断に不安がある方です。利用者のご自宅に生活支援員が伺い、金銭管理のお手伝いや福祉サービスの利用手続きのお手伝いをいたします。
続きまして、ホームヘルプサービスになります。

訪問管理者～　１８ページをご覧ください。１４番、ホームヘルプサービス事業です。事業対象者としては、要介護の認定を受けている方、興部町介護予防日常生活総合事業の対象者様となっております。今年度も利用者様がより安心して在宅生活を長く続けて頂けるよう職員全体で共通認識を図りながら、その方の身体状況にあった必要な援助を提供して行きたいと考えております。詳細につきましては、お時間のある時に資料をお目通し頂ければと思います。簡単ではございますが、事業計画の説明とさせて頂きます。
続きまして１９ページをご覧ください。介護保険外ホームヘルプサービスです。訪問介護利用者の方へのお手伝いはもちろん新規訪問介護利用へとつながっていければ幸いと考えております。その方がより快適な在宅生活を送れるようにサービスの提供を勧めてまいります。

通所管理者～　20ページをご覧ください。15番、デイサービス事業です。サービスといたしまして、まず初めに先程の運営規程の一部改正にもありましたとおり、昨年度まではすずらん号の運転業務を役場からの委託であります興部ハイヤーにて行なっていた関係もございまして車両の確保が出来ず新年の営業開始日を1月6日とし前日を業務開始準備の日に充てておりましたが、役場にてすずらん号に変わります車両の貸与をいただき運転業務等をデイサービスにて行なえる事となり、利用者様の「早くお風呂に入りたい」と言うご要望に応え1日早い1月5日からの新年の営業開始日に変更することをご報告させていただきます。このように、利用者様ひとりひとりの声を受け止め事業を進める予定であり各種イベントや季節行事などにつきましても利用者様が楽しみをみつけられるような内容を昨年度の反省点を踏まえ計画をしているところでございます。例といたしましては、デイサービスの最大行事であります「デイ祭り」なども利用者様から楽しみにしているとの声をいただいている事業のひとつでございますし、演奏などの団体や個人での慰問など町内外を問わず色々な方との関わりを昨年同様続けてまいりたいと考えております。
年齢が85歳～90歳以上の方が多くを占め、介護度が上昇する状況の中、身体的な負担などが大きくならないように配慮をさせていただくなど、その方のニーズに合った対応を進めスタッフ全員が同じ目標に立ち取り組んで行く計画でございます。運営につきましては、各種会議への参加やミーティングでのスタッフ間の情報共有、実習生の受け入れ等、昨年度に続き継続をするものでございます。次のページに進みまして新しい事業として利用者様やそのご家族を対象とした「介護相談会」の開催を計画しているところでございます。こちらの計画につきましては、利用者様の送迎の短い時間の中でご家族からの介護方法に対する相談やデイサービスでの様子などについてのお話しをさせていただく事が多くなり、時間を作りお伝えしたり相談に乗る事ができる方法はないかと考え開催を計画するものでございます。ご家族との連携や心のケアの実践を行なう事で利用者様やご家族がいつまでも安心してこの興部町で暮らす事が出来る。その為の場所に興部社協デイサービスセンターがなれるようサービスや運営を進めてまいります。詳しい内容につきましては２ページに渡り掲載しておりますのでお目通しいただければと思います。続きまして先般、２月２６日の常任理事会におきまして利用者の減少に対する対策と子供が小さくても働きやすい環境の整備への対応のひとつとして定員数の変更や土曜日の定休などのご提言をいただき、利用者の数や今後の興部町の高齢者の人数の推移等を鑑み営業曜日の新しい設定についての理事の皆様のご意見を頂戴したく来年度の事業計画にも関わる内容となっておりますので、ご説明をさせていただきたいと思います。現状といたしまして、昨年平成２８年度の利用者の延べ人数は約2600名となっております。しかしながら介護度が３以上であったり介護度が低い方でも常時見守りや支援の必要な利用者は逆に多くなっている現状もございます為、安全なサービスの確保を考えスタッフ一同で取り組んでいるところでございます。今現在正規、パート職員も含めお子さんが保育所等に通っているスタッフが多くお子さんの関係で社協の就業規則にもあります時間短縮の勤務をしていたり育児休業中の職員がおります。しかし、興部町の保育所は祝日は休所、土曜日は半日しか開所していない事もあり働きたい意思があっても働く時間が制限されてしまったり子供が小さい事で安心して働ける環境がなく他のスタッフへの業務の片寄りなど改善していかなければならない問題があると考えておりました。また昨今、国の方針として取得率を上げるよう言われている有給休暇の取得率につきましてもデイサービスではかなり低い状況にございますし、土曜日を定休とする事で月曜日から金曜日のスタッフが厚くなりそちらの改善にも繋がると考えております。働ける環境の整備をする事で職員の定着や離職率を上げない環境作りが利用者の為にも繋がると考えておるところでございます。土曜日の利用者につきましては調整等をしっかりさせていただきご負担やご迷惑の掛からないようにさせていただく事を申し添えまして理事の皆様にご協議賜りまして貴重なご意見をいただけますようお願いを申し上げ説明とさせていただきます。

訪問管理者～　続きまして、２２ページ、障害福祉サービス事業でございます。自立した日常生活または、安心して暮らす事のできるよう障害者・難病者自立支援を提供するものであります。4月より１名の方が訪問利用となっており、現在月に数回、サービスの提供をおこなっております。運営につきましてはホームヘルプサービス事業と同様につき省略をさせて頂きます。以上障害者福祉サービス事業の説明とさせて頂きます。23ページをご覧ください。１７番、高齢者生活支援ハウス事業です。２４時間体制の援助や緊急時対応を行なうほか毎週の訪問診療や定期的な病院受診などを行っております。また介護保険適用での援助でその方が安心して生活が出来るよう支援しております。お楽しみ会や各種行事をとおして利用者様が日々楽しんで頂けるよう、職員全員で計画して開催しております入居者の方の介護度の変化に伴い適切な援助の提供と安心して、明るい生活が出来るよう事業を勧めてまいります。簡単ではございますが高齢者生活支援ハウス事業の説明とさせて頂きます。

専門員～　２４ページ、生活福祉資金貸付事業です。低所得者や高齢者等に対し、低利又は無利子で資金貸付けを行ない経済的自立や生活の立て直しを助ける事業になります。事務手続きや相談等をおこない、それを基に北海道社協で貸し付けの決定をおこないます。２５ページ、心配ごと相談になります。住民の皆様がかかえる悩みや問題を相談いただき、解決のために制度の紹介や機関の紹介をおこない相談者の問題解決を助ける事業になります。２６ページ、地域福祉実践計画策定事業でございます。新規事業になります。この事業では、道社協ご協力をいただきながら、策定委員会を設置いたしまして地域の課題やニーズの抽出を行ない、地域に根ざした地域福祉実践計画を策定、全住民に周知を行ないます。以上で事業計画の説明を終わります。

本部主任～　議案書 16 ページです。資料説明については別紙９にて行わせていただきます。別紙 9 をお開きいただき、１ページ、２ページについては、社会福祉協議会全体の額となります。右から 4 列目に記載の金額が平成 30 年度予算計上額となります。なお、本年度予算額の右側、この予算書における前年度予算額については社会福祉法人会計基準にのっとり、先ほどの 3 次補正後の額ではなく、平成 29 年度当初予算を記載しております。大科目ごとで、会費収入は 196 万 4 千円、寄付金収入は 155 万円、経常経費補助金収入は 6,029 万 3 千円を計上しております。経常経費補助金収入については、前年度より 71 万 9 千円の増としております。こちらにつきましては１３ページ、老人デイサービス区分において、平成 30 年度よりすずらん号での送迎が出来ないこととなり、役場購入の代替車両の整備経費について、指定管理補助金収入にて上乗せがあります。また、3 ページ下から 7 段目をごらんいただき、下法人本部サービス区分にて事業計画でもご説明しております地域福祉実践計画の策定事業について、北海道社会福祉協議会の助成制度へ申請を行い、補助金の内定を受けており、都道府県社協補助金収入として計上を行っております。1 ページにお戻りいただき、受託金収入が 105 万円、事業収入は 36 万 6 千円、介護保険事業収入は 3,435 万 7 千円、老人福祉事業収入は 1,111 万 1 千円、障害福祉サービス事業収入は 6 万 5 千円を計上するものです。介護保険事業収入は 10 ページの老人ホームヘルプサービス区分及び、13 ページの老人デイサービス区分の介護サービスに係る収入となりますが、近年利用者減少の傾向が続いており、平成 29 年度についても年度途中で減額補正を行っているものです。また、老人福祉事業収入は 19 ページの高齢者生活支援ハウスサービス区分の収入となりますが、入退去の際の空室期間の長期化や、長期入院による入居者様の長期入院による利用料収入の減、町外の施設への転出などにより、支援ハウスと一体的に行っている町の保険制度外ショートステイの延べ利用日数の減少もあり、前年度より減額して計上するものです。１ページにお戻りいただき、中段に記載の事業活動収入計（１）については、１億 1,086 万 7 千円の計上とするものです。支出に移り、人件費支出については 9,716 万 4 千円の計上でございます。詳細については別紙９に添付しておりますＡ３の人件費明細書をご覧ください。24 ページの左側、職員数の記載がございます。平成 29 年度の当初予算と比較し、平成 30 年度については、縦の区分でデイサービスでは臨時職員 3 名、ヘルプ・ﾊｳｽでは会計科目の区分の関係で正区分に合算の長期的臨時職員 1 名、臨時職員 2 名の増員で計上しております。なお、それぞれの区分の増員分の臨時職員内 1 名については平成 29 年度の年度と週に増員となっております。新規増員臨時職員のうち、デイ 2 名、ヘルプ・ハウス 1 名については、若い世代にも介護職に対する関心を高めて行けるよう、高校生の臨時職員としての採用を計画するものです。こちらで算定している人件費を、会計単位となりますサービス区分、科目別に集計したものが２５ページとなります。平成 30 年度本予算の人件費内訳については、法人運営本部サービス区分で合計 989 万 1 千円、老人ホームヘルプサービス区分は合計 1,431 万円、老人デイサービス区分では合計 3,391 万 8 千円、生活支援ハウスサービス区分では 3,900

万５千円、障害福祉サービス区分では４万円の人件費計上を行うものです。なお、２４ページの方では人件費の按分率等の記載もあります。こちらについては、それぞれの勤務部署別の人数あたりの按分率になっておりますが、実際の金額の算定においては、職員ごとに按分率を決定おり、その職員の人件費に応じた額となっておりますので直接この合計額にこの按分比率をかけた場合こちらの按分後の右側のデイ、ハウス、障がいの列という様な形になっています。わかりにくい面もございますがこちらの按分比率については、たとえば本部運営事業でありますと左側の列、職員５名の内按分率の所をご覧いただいて 1.3 名相当をデイサービスで、0.9 名相当を支援ハウスで、0.5 名相当をホームヘルプサービスから人件費を支払うという様な形でご承知おきいたたければと思います。別紙９の１ページにお戻りください。人件費の次の大科目、事業費支出については 1,421 万７千円、事務費支出については 702 万５千円、利用者負担軽減額については 17 万４千円の計上としております。事業費については、デイ・ハウスの給食材料費のほか、各種事業用消耗品費、介護用品費等の事業関係経費、また、現在保有している車両について車検年度となっており、デイサービスセンター区分においてすずらん号代替車両の整備に係る車両費や車両保険等を新たに計上しております。事務費については職員の健康診断料等による福利厚生費、事務消耗品費、手数料、賃借料等となります。事務費のうち、本部区分、ホームヘルプサービス区分、デイサービス区分、支援這ハウス区分の賃借料については、平成 30 年度が更新年度となるシステムのリース契約がございます。新会計基準に基づき、この契約については事務費の小科目の賃借料から会計上のファイナンス・リースとしての科目の取り扱いとなり、１ページの下から３段目、支払利息、２ページのファイナンス・リース債務の返済支出として、計上科目の変更が出ております。１ページ下から２段目、事業活動支出計（２）については､1 億 2,100 万４千円の計上とし､事業活動資金収支差額については△1,013 万７千円の計上となります。２ページをご覧いただき、固定資産支出については、Ｗｉｎｄｏｗｓのサポート終了があり、法人運営本部サービス区分で１台、ホームヘルプサービス区分で１台パソコンの更新を要するものです。積立資産支出については、車両購入整備積立として 30 万、その他既存の積立ての利息分の積立てとして１千、合わせて 30 万１千円の計上とするものです。以上を合わせ、下から３段目、当期資金収支差額合計は△1,132 万２千円、前期末支払資金残高と合わせ、一番下、当期末支払資金残高については 2,134 万３千円の計上とするものです。主力となります介護保険事業の利用者減少が続いており、大変苦しい予算となってございます。使用物品等の種別の検討、購入方法の検討、人員の効率運用等、平成 30 年度内においても運営していく中で少しでも改善していけるよう職員一丸となって努力してまいります。　以上で平成 30 年度収支予算の説明とさせていただきます。ご協議賜りますようお願いを申し上げます。

議長～　　議案第８号、第９号の説明が終わりました。これより質疑を一括してお受けいたします。何か質問はございますか。

長嶺理事～　はいちょっといいですか。勉強不足で解らないですけども、まずですね社協の事業の全体の予算というのは今年度 30 年度 121,004,000 円でよろしんですか。

本部主任～　はい。

長嶺理事～　それで増減として 8,988,000 円。増えてますよね前年度から比べると、これは見ると、人件費が増えている 7,508,000 円とこういう理解でよろしいんでしょうか。

本部主任～　はいただいま長嶺さんがおっしゃた様に 30 年度の支出予算の合計といたしましては１ページの下から２段目ですね。支出経費として 30 年度は 121,004,000 円、前年度と比較し 8,988,000 円の増、この増減の内訳の内、額の影響の大きいものといたしましては、少し上の方人件費の所の比較増減をご覧いただいた中の 77,508,000 円の人件費となっております。

長嶺理事～　はい、わかりました。理解しました。

議長～　　他にありませんでしょうか。

岩井監事～　今の当初計画と対比して。

本部主任～　はい。

議長～　　他にありませんでしょうか。全体での事業計画と収支予算ですけども。

岩井監事～　ちょっと教えてもらってよろしいですか、基本方針の中の福祉関係機関との連携があるんですけども、この福祉機関というのはどういう機関をいうのか。

事務局長～　はい、先程から話題にもありますようにまずは、行政のセクション特に地域包括センター含んだ部分がまず一点あろうかと、あと町内にNPO法人またはそういった福祉関連の事業所、市からも入ってきておりますけどもそういった関連機関とも何らかの連携を図っていかなければならないということでの文言として伝えさせていただいたところです。

岩井監事～　それでは、特に今の行政、地域包括支援センターこれらとの連携は密にしていただきたい。

武田理事～　はい、あの基本方針の中で、昨年の基本方針の中にようするに経営について、財政について最大努力するという形ですが言われたと思うのですが、今回そのそれがないということは、その安定したという解釈でいいのか､そう思ったら先の大変厳しいということなんですけども､そのあたりは別に基本方針の中には、1番大事な事だと思うのですが入れる必要はないのか。

事務局長～　今武田理事からの昨年の方針といろいろ比較したりと今現状の社協が抱えている事業と含めてですね介護事業の文言が入るべきじゃないかという様なご指摘かなというふうに捉えています。今日の会議の開会の挨拶会長からもございましたが、いま過去社協が歩んできました部分につきましては、介護保険事業において進めてきた部分で社協の名前も大きく広がってきたのかなという所と、その裏に返しますと本来事業に地域福祉事業の拡大がやや劣っていると様なご挨拶もあったと思いますけども、今年度については北海道社会福祉協議会の支援もいただきながらですね地域福祉の複数年計画を立てていくという事の基盤づくり、そういったものを全面的にちょっと押し出した基本方針とさせていただいておりまして、けして介護事業の面を疎かにするという事ではないんですけどもそちらの方の色を濃くさせていただいたという事で今回の基本方針の内容となっておりますので、何卒理解をいただければと思っております。

武田理事～　それで、町は総合計画となってんですけども、社協あたりも例えば総合、社会福祉総合計画というような今も作られているんですか。

事務局長～　今、ご質問のですね計画、複数年計画という事で先程申し上げましたが、これをこの機にですね道社協の支援をいただいてそこの興部町における課題とか、これから地域住民に社協として関わっていかなければならないサービスをあらかじめ調査したりそれを3年若しくは5年の計画を立てるという事で道社協とタッグを組んで進めて行くという事で、計画をたてるというのが今年の大きな事業かなと考えています。

議長～　　他にございませんでしょう。

佐藤理事～　先程の瀬川さんの方から説明がありました土曜日に関することですけど、急ぐんでしたら、理事会の中である程度、方向性をつけてあげたらよろしいじゃないかと思うのですけども。

議長～　　はい今お話ししようと思っていたのですけども、たいへん職員の確保に苦労しているという事の中で、土曜日休みにしたいということでございますけども、皆さんご意見をいただきたいというふうに思います。

山田理事～　町の方で、幼稚園と保育所と併せてこども園をという計画がありますよね。

通所管理者～　はい、よろしいですか。そちらについても調べせていただんですが、始まるのが2年後ということで、2年後だと聞いております。その時に、土曜日ですとか祝日ですとか開所されるのか、私の方では把握できていない状況であります。

山田理事～　そこまでやってもらわないと意味ないよね。

長澤理事～　子育て支援ということで、０歳児から延長保育、７時付近まで見てくれなくちゃ、ただ、子供の人数が少ないので、本当に一人ひとりでやらなくちゃいけない。

通所管理者～　実際今、うちのデイサービスもこれから育休があけるスタッフがいるんですけども、４月の時点で１歳児３名しか保育所枠が無くて、その３名がもう埋まってしまっていたら、もう保育所には入れる事が出来ないので、仕事復帰ができない状況にも今さしあったている状況でございます。

長澤理事～　延長保育はやってもらっている、興部は延長はない。

通所管理者～　延長保育はございますけど１５分くらいしかない、４時半が４時４５分とか最高で５時４５分まで見ていただける、延長料金払ってということだと認識しております。

長澤理事～　通所する人の要望として、土曜日閉所というか休みはどうなんでしょうかね。利用されている方がやはり土曜日も翌日もって希望がある様な気がするんですよね。あの、職員が少ないからこういうふうにお休みさせてくだいさいというのは通用するのかな。

通所管理者～　今現在、土曜日の利用登録者数としましては１０名となっておりまして、その中で入院されている方、体調が悪い、お休みの多い方がおりまして、だいたい毎週８名から９名の利用と、他の曜日の利用としては一番少ないという現状がございます。

長澤理事～　８名いるの。

通所管理者～　はい、いま８名いらっしゃいます。ただ、他の曜日も来ている方を含めの８名ということになっています。そういう部分では、ご迷惑がかからないようにしっかりと、すぐこちらで勝手にやるということではなく、きちっとご家族とかご本人とかにお話をさせていただいて調整して、それこそ先程岩井さんのお話にありましたように包括支援センターとか福祉関係の方とも協議をさせていただいてではないと、決めていけない話だと思っていますので、そのためにも理事の皆さんのご意見をいただきたいという事で今回出させていただいております。

佐藤理事～　その方達って自分で通って来られるんですか。

通所管理者～　あの、今現在自分で来られている方は１人もおりません。送迎があって来られている。他の曜日を含めて送迎は全員に行なっております。今回の事がありまして色々な社協のデイサービス、近隣のデイサービスについても調べてみたのですが雄武社協さんでやっているデイサービスさんですとか紋別社協でやっているデイサービス、あと個人でやっている紋別のデイサービスさんですとか、実は土曜日を辞めているケースが結構多くて、皆さん苦慮してるというお答えが帰ってきております。

佐藤理事～　そのデイサービス云々じゃなくて、一般そこら辺の企業であっても土曜日のパートに関しては、私は、家庭の事情がありますから勤めませんというのが現状なんですよね。だからそういう事を考えるとあえて土曜日をそこまで無理して稼働させる必要があるのかなという所もあるのはある、私の考えとしては。

武田理事～　これやっぱりあれかい。土曜日もやってくださいってのは多いわけ。

通所管理者～　土曜日でなければ駄目なので土曜日にして下さいという方は、今のところはいらっしゃいません。新規の利用される時に土曜日に枠がありますけどいかがですかという事で土曜日に決まった方がいらっしゃるという事で、土曜日じゃなきゃ来れないという方は、今いらっしゃらないです。ただ、ずっと土曜日に来られている方ですので、その方が急にやっぱり曜日が変わるというご負担を与える事がないとは、ここでは言いきれないことではございます。もう何ケ月も土曜日来ている方がいらっしゃらない訳では

ないので。

議長～　はい、そうですね。よその事業所も土日祝日休みという事業所もありますので、そこらへんも見ながらですね、私達もこの話初めて聞いたんですよ。それでやはり、瀬川管理者とやはり関係機関とか利用者で話し合いをしてもらってそれでまとめてというか。

米田理事～　１０人はいるの。

通所管理者～　登録者は 10 人です。

米田理事～　その１０人の中に高齢者下宿いるの。

通所管理者～　土曜日に関してはおりません。他の曜日は高齢者下宿から来られている方はおられます。

米田理事～　土曜日はいないんですね。なんかその他から来てということで８名ということで、今の所そんなに満席ではないなと思って聞きました。わかりました。

武田理事～　その高齢者下宿から来る人というのは介護が必要ない人だけ。

通所管理者～　他者との交流という方が、まあお風呂にも入るのですが、基本他の方とのふれあいですとか、そういうのが主として来られる方もいらしゃっています。

武田理事～　高齢者下宿にも風呂あるよね。

通所管理者～　高齢者下宿でも入浴されるんですが、デイサービスの大きなお風呂も好きだということで来られている方もおります。後は、デイサービスに来たら同じ部落だった人に会えるだとか、そういうやはり他の方との交流だとかを主として来られてる方がおります。

岩井監事～　それは料金別に掛るんでしょ。

通所管理者～　はい、それはその人の介護度によって。

長澤理事～　でも介護度低いですよね。

通所管理者～　低いです、支援で言えば２とかですね。ただ、だんだん高齢者下宿の介護度といいますか上がってはいないんですが、状態としては悪くなっている現状はあります。

長澤理事～　利用者本人もそうなんだけど、家族も土曜日って曜日はどうなのかなってっていうのは、やっぱり居宅介護支援事業所とか包括とかで利用情報を把握して話し合って、要するにね事業所が休みたいから休みにしたいのでって感じが先に出てしまって、利用者とか利用者の家族が我慢しなきゃならない状況はつくらないように、出来ればしいて言えば日曜日もって思う方もいらっしゃるかもしれないし。

岩井監事～　それは、土曜日利用している人の家族と話し合いは出来るんでしょ。

通所管理者～　それは私のほうではい、私何年か前にアンケートを取らせていただいたことがありまして、その時何年も前なんですが日曜日に関してはその当時は、家族の時間を持ちたいから日曜日はいい、いらないよって声が多かったと記憶しております。ただ、いま何年も前のアンケートのお話ですので今現状が変わっていることもあるかもしれませんし、きちんと話をしながら決めていかなければならないと思っております。

武田理事～　それいまやっぱりそのケアマネが出てきてもらって町でやって入りたいっていったら社協で受ける、社協

独自でケアマネがいてやるという事にはならないの。

通所管理者～　それについては、私が決めれる事ではございませんので。

武田理事～　持っているんでしょ、みんな。

通所管理者～　持っている人、私が持っています。

武田理事～　それ使えばいいんでしょ。

長澤理事～　実際として人数がね、今定員が２０名。

通所管理者～　２０名です。

長澤理事～　２０名登録していて、それで、２０名に対しての職員だから、その辺ちょっとねやっぱり、実際興部町在住の高齢者、これから通所するであろう対象者の動向を見ながら経営を考えていかないと、それにあわせて定員を考えていかないと、それに合わせて職員も必要になってくるので、それなら正職員が必要になる場合の経費を考えないといけないので、その辺がどうなのかな。

通所管理者～　いま興部町では、団塊の世代の方が後期高齢者になるのは、国としては２０２５年と言われていますが、興部町は５年早いと言われてまして、２０２０年と言われているんですけども、その後は、だんだん高齢者の方は人口と共に減っていくといいますが、なので高齢者がこの後どんどん増えていくかというと、その部分については２０２０年を目途にだんだん少なくなるのではなかろうかと言われています。

議長～　管理者もですね、たいへん職員の確保に苦労しているという事のあらわれかと思うのですけども、やはり利用者がいくら利用したいと言っても職員体制が整ってなければ、受け入れられないとなってくると思うんですよ。そこら辺も管理者さんと利用者さんそこら辺をしっかり話し合いをさせていただいて、また話し合いの機会を作りましょうか。持たせていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

武田理事～　ある程度、今後の利用者はケアマネはおさえているんでしょ。

通所管理者～　ケアマネさん自体も、今担当している利用者様が減っているという事では、お話を伺った事がございます。

長嶺理事～　実際さ、担当者の考えとして、どう考えるのかちょっと聞かせてもらっても教えてください。

通所管理者～　私先程も申し上げましたが、職員だけのために皆さんにご提示したのではございません、決して。もちろん働く者も働きやすくその前に利用者様が、安全に安心してデイサービスに来ていただけなければ、そこは話になりませんので、まず、職員スタッフの絶対数がなければ、安全を確保することも厳しい状況にもなりますし、そこも踏まえながら土曜日の定休化というのも今回進めさせていただきました。ただそれが終わったらそれはそれで終わりという、軽い浅はかな考えで今回ご提示したわけではございませんので、そのことだけは、皆さんにご理解をいただきたいとは思いますし、是非、デイサービスに皆さん顔を出していただいて、どんな利用者様がいらっしゃって、どういう表情で利用されているかというのもいつでも結構ですので、どうぞ見学にも来ていただいて見ていただいて皆さんの目でも判断していただけることがあったら、私はありがたく思います。皆さんの大変ご貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

岩井監事～　デイ祭りにさ、理事が全員何人かずつ３日間出るようにしたらどうですかね。

米田理事～　職員の確保のことなんですけども、過去に何回かヘルパーの講習会ありましたけど、その講習会受けた方も戻ってこないですよね。本当にせっかく講習受けたのに地元に残っていただけないもは、すごい残念で

すよね。何回かやっていますよね。

通所管理者～　デイサービスに関しては、興部社協でやったヘルパー講習で受けてもう７年８年務めてくれた方が、今回ご主人の引っ越しの関係で退職されてしまう、長く勤めてくれて本当にいい仕事してくれていてそういう方が定着していたところではあるところです。

米田理事～　改めてないの。

通所管理者～　デイサービスでは、皆、転勤族の方が受けてこられていたので引っ越しされてしまっている。ヘルパーについてはおります。職員にもなられて。

訪問管理者～　夜勤で３名おられて、職員でも２名勤めております。

議長～　はい、時間が過ぎておりますけども、またこれ、利用者さんと会社の方で話し合いをさせていただくということで。３０年度の事業計画についてございますけども、その他に質問がございませんでしたら採決をしたいと思います。意見有りませんか、よろしいですか。

理事一同～　（　挙手　）

議長～　ありがとうございます。理事総数の過半数以上の挙手を確認しました。
議案第８号、議案第９号については評議員会の承認事項となるため、評議員会へご提案いたします。
それでは本日の議案については全て終了となります。ここで本日の議長を終えたいと思います。皆様の温かいご協力、誠にありがとうございました。

閉　会

平成30年3月9日
午後3時34分閉会

以上、記載の記録に相違ないことを認め、ここに記名、押印をいたします。

社会福祉法人　興部町社会福祉協議会

会　長　印

監　事　印

監　事　印